

※あらゆる方面への周知を目的として、計量法関係事業者配布しています。

令和8年7月
新潟県計量検定所

◎自動捕捉式はかりの使用の制限の開始について

自動捕捉式はかりは、**使用の制限が令和6年4月1日から開始**され、新たに取引・証明に使用するはかりは、**検定証印が付されたもの**でなければなりません。

また、令和6年3月31日までに取引・証明に使用していたはかり（既使用はかり）については、**使用の制限（検定義務化）が令和9年4月1日に開始**されます。

これは、検定証印が付されていない既使用はかりは「**令和9年度からは取引・証明に使用できなくなる**」すなわち、令和7～8年度中に検定を受検する必要があるということです。

県内においても、既に多くの事業所から検定を受けた報告をいただいておりますが、既使用はかりの検定をまだ受検されていない事業所も多くあると思われます。

また、自動捕捉式はかりを使用している（取引・証明用か否かを問わない）適正計量管理事業所においては、**政令で定める期日までに「指定申請書記載事項変更届」（以下、適管変更届）を提出しなければなりません。**

適管変更届の提出前に自動捕捉式はかりの検定を受けることも可能ですが、その場合に付される検定証印有効期間は「6年」ではなく「2年」となります。

※自動はかりに関する資料は、計量行政室HPの「計量制度見直し」に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/000_keiryuu_minaoshi.html

※自動はかりに関する適管事業所向けの資料は、計量行政室HPに掲載されています。

「計量制度の見直しに伴う適正計量管理事業所の留意事項」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/tekikan-ryuujiko202511.pdf

※自動捕捉式はかりの検定に関する問い合わせは、下記指定検定機関へお願いします。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/shiteikenteikikan-kisa20260714.pdf

「器差検定を中心とした指定検定機関（自動捕捉式はかり）」一覧（抜粋） 令和8年7月現在

指定検定機関名 （事業所名）	指定の区分	特定計量器の種類	所在地	指定日 （更新日）
株式会社寺岡精工 株式会社デジアイズ （関東事業所）	自動捕捉式はかり	自動捕捉式はかり	東京都大田区久が原5-13-12	R3.3.31 (R6.3.8)
大和製衡株式会社 （関東甲信越事業所）	自動捕捉式はかり	自動捕捉式はかり	神奈川県横浜市都筑区佐江戸 町814番地	R3.10.18 (R6.10.18)
アンリツインフィビス 株式会社 （計量検定部検定管理課）	自動捕捉式はかり	自動捕捉式はかり	神奈川県厚木市恩名5-1-1	R4.9.30 (R7.9.30)
全国自動はかり検定株式会 社 （東京本社）	自動捕捉式はかり	自動捕捉式はかり	東京都板橋区板橋1丁目52 番1号	R5.9.20
一般社団法人日本海事検定 協会 （検定サービスセンター）	自動捕捉式はかり	自動捕捉式はかり	神奈川県横浜市中区海岸通1- 3	R6.11.26

※（株）エー・アンド・デイはR8.7.14付けで指定検定機関の指定を取り消されています。